社団法人
町田法人会報

表紙・中世の皿絵 スペインにて　三橋 國民 氏　画

平成5年.11月.No.45

巻頭対談

平成５年度 会員増強運動の推進について

会長 石井儀一 VS 組織委員長 木口 正

対談する石井会長（右）と木口組織委員長（左）。

会長　10月１日の会員増強運動決起大会は盛会でしたね。例年よりも多くの役員さんが参加してくださって、本当に心強い思いをいたしました。

委員長　私も感激いたしました。皆さんから叱咤激励されているような気持ちで、心が引き締まりました。

会長　まさに、よき経営者をめざす者の団体の一員としての自負、それに、納税意識の向上に寄与しているという誇りが感じられました。

委員長　法人会を、より良いものにしよう、

目次

会員増強運動の推進について …… 2
会員増強運動決起大会 …… 4
合同役員サマーセミナーを開催 …… 6
税制改正要望全国大会報告 …… 7
委員会よりお知らせ …… 9
法人税問答シリーズ …… 15
部会だより …… 18
平成５年度税制改正 …… 20
短歌・俳句欄 …… 22
事務局だより …… 23

もっと充実したものにしようという熱気で、いっぱいでした。

会長　こういう熱心な人に囲まれ、支えられているのですから、強い足どりで進まなければいけません。私も一所懸命、会の為に頑張ります。委員長さんも頑張ってください。

委員長　新任の委員長としては、会員の皆さんのお力になれることでしたら、どんなことでも労をいとわずにやるつもりです。

会長　お願いしますよ。さて、会員増強運動と一口に言っても、簡単なものではありません。町田法人会は、幸いにもいままで順調にすばらしいと言える程の躍進をつづけてまいりましたが、これはひとえに、役員の皆さん、それを助ける会員の皆さんの、たゆまぬ努力の結果なのです。

委員長　会員増強に携わる人達にとっては、ご自分の会社のお仕事の合間を縫ってというか、むしろお仕事の段取りを差し繰ってまで、法人会の為に尽してもらっているのです。

会長　本当にありがとうございます。しかも、心労も多いことと思います。

委員長　会員増強でいちばん大事なことは、それに伴う会の充実・活性化はどうなっているのかという問題だと思います。それについて、会長のお考えを。

会長　常々申しあげていることですが、私は、会の発展は、先ず地区会の活性化を措いてはあり得ないと考えています。町田法人会を構成する19地区会は、それぞれが強力な団体です。それぞれが何かを企画し、実行する力を持っています。その力を充分に発揮してもらいたいのです。活動が活発になれば、地区会・支部・班の風とおしが良くなり、風とおしが良くなれば、さらに活動が活発になります。

委員長　会員おひとりおひとりが、法人会という円の中で強く結ばれている構図が目にうかぶようですね。

会長　会員皆様の企業の繁栄をねがいながら、そして社会に貢献する団体として、希望を持って進みましょう。

会員増強決起大会では、各地区会の役員110名余が参加。会場は熱気にあふれた。

開会の挨拶で運動方針を力強く語る、木口組織委員長。

会員増強運動決起大会開く

三橋青年部会長の音頭で挙げる勝どき。会員増強の成果を期して……。

会員増強運動決起大会で、石井会長と萩生田、小川、岩波各副会長。

19の各地区会から多数の役員が参加し、活気に満ちた大会となった。

10月１日、社団法人町田法人会会員増強運動決起大会が、ラポール千寿閣で、役員110名を集めて開かれた。

当日は先ず、杉浦研修委員長の司会で、役員研修のためのビデオ「指導者の条件」を上映の後、決起大会を牧野組織副委員長の司会で開会。木口組織委員長が力強く運動方針を述べて、つづいて石井会長挨拶、松田税務署長挨拶をいただき、次は受託会社の第一線の人達へ、会員増強特別推進員としての委嘱状を、石井会長から授与。

加入勧奨事例発表は、研修副委員長で、小川つくし野地区副地区会長の伊田卓己氏が、すばらしい体験談で一同を魅了した。

堂々の大会宣言は、八木要 金森・高ヶ坂地区会長。そして、三橋青年部会長ほかの青年部会員の勝どきが高らかにとどろいた。

社団法人　町田法人会

会員増強運動決起大会

事例発表では、小川・つくし野地区会副会長、伊田卓己理事が、貴重な体験を語った。

金森・高ヶ坂地区会の八木要地区会長の大会宣言に唱和する参加役員の皆さん。

大　会　宣　言

われわれ法人会は、納税道義の高揚に努めると共に、「よき経営者の団体」として、会員企業の発展と会の活性化のために、幅広い活動を展開し、ここに会員企業四千二百有余社を擁する団体となった。

この誇りと自覚に立って、今後われわれは、更なる研さんと努力により、会の一層の充実を図ることとした。

この秋に当り、会員増強特別運動を展開し、わが会のあらゆる組織を挙げて、強力にこの運動を推進して、本会の所期の目的を達成し、社会の付託に応える法人会として発展することを、本決起大会にあたり宣言する。

平成５年10月１日

社団法人町田法人会　会員増強運動決起大会

町田税務署の松田署長からも激励の言葉をいただいた。

懇親会では、長谷川副署長に乾杯のご発声をお願いした。

合同役員サマーセミナーを開催

去る８月23・24日、恒例の合同役員サマーセミナー（会費制）が箱根・湯本ホテルで開催された。

当日は理事及び各地区会役員総勢120有余名が参加し、町田税務署から松田署長ほか幹部の方のご臨席をいただいた。

次　　第

司会　杉浦研修委員長

開会のことば　萩生田副会長

挨　拶　石井会長

松田署長

講　演　「元気な中高年の条件」

ドクトル・チエコ先生

講　話　町田税務署長谷川副署長

地区別懇談会

ドクトル・チエコ先生語録

◦牛乳はいろいろな病気を予防する。

◦シイタケには抗ガン作用もある。

◦柿の葉茶は血圧を安定させる。　etc.

健康講話。ドクトル・チエコ先生の楽しくて、為になるお話。

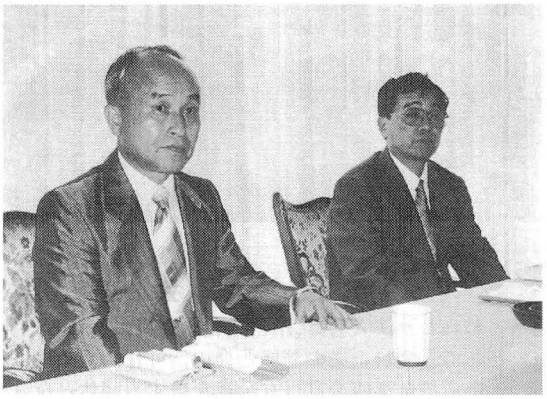

写真は、松田税務署長（左）と講師を務めて頂いた長谷川副署長（右）。

第１部の司会を務める杉浦研修委員長。

合同役員サマーセミナーには、120有余名の法人会役員が参加した。

税制改正要望全国大会開催される

税制改正要望全国大会で挨拶をする全法連会長・服部禮次郎氏。

9月27日、東京・日本青年館ホールにおいて、平成6年度税制改正要望全国大会が開催された。北海道から沖縄までの全国会員代表1,400名が一堂に会し、町田法人会からは、萩生田副会長、税制委員会から野川委員長、佐瀬、高尾両副委員長、長田、福田、成瀬、市川各委員、事務局から堤、松本両局員が参加した。

大　会　次　第

第一部
　講演会（13：00～14：30）
　演題「成熟社会における税制のあり方」
　講師　一橋大学教授
　　石　弘光 氏
第二部
　要望大会
　・開会の辞
・会長挨拶
・議長選出
・決議及び要望事項主旨説明
・決議及び要望事項朗読
・要望事項・決議の採択
・万歳三唱
・閉会の辞

要望事項（前号会報に抜すい掲載）については、今後、関係省庁、政府税調、国会議員等への陳情を行うことになっている。

写真は、町田法人会から参加した萩生田副会長、野川税制委員長をはじめとする税制委員会の皆さん。
会場は全国から集まった代表で満員となった。

平成６年度 税制改正スローガン

◎政府・各政党は政治・行財政改革を断行せよ！

◎人口の高齢化はまったなし
年金・医療制度等の見直しを急げ！

◎高齢化・国際化に向けて
第２次抜本改革に早急に着手せよ！

◎法人の実効税率は40％台前半に
中小企業の税負担も軽減せよ！

◎住民税を含め
所得税の最高税率を50％に引下げよ！

◎消費税率は段階的な引上げが必要
まず直間比率の是正に取組め！

◎事業承継にさらに配慮した
相続税制を構築せよ！

◎地方自治体も
行財政改革と税制の改革に真剣に取組め！

委員会よりお知らせ　　総務委員会

総務委員長　木目田　　元

総務委員会では、今年の５月の総会で決定した重点事項「会活動の一層の充実を図るため地区会、部会の自主性を尊重し、特に地区会より盛りあがる活動を展開する」また、石井会長がいつも言われる「法人会の発展は、地区会の活性化から」に基づき、地区会、委員会、部会の活動を支援し、運営に協力して参りたいと思います。

今年度より、本部６委員会（総務、組織、税制、研修、厚生、広報）の構成員を、理事である正副委員長の他は全て19地区会より選出された委員で組織し、運営するように変えました。また、新しく専任された３名の副会長が委員会、部会、地区会を分担して担当し、その運営に助言や指導をして頂けるよう体制を整えました。

地区会には役員の増員（約10社に１名の役員）をお願いすると共に、班名簿の作成もお願いし、地区会の充実に向け、組織の強化を計りつつあります。

地区会における活動を活発に行うため、地区研修会、懇談会、研修旅行会、親睦会等を開催致します。会員の皆様が１人でも多く行事に参加し、会員相互の交流、懇親を計って頂きたいと思います。

諸行事に対する会員の皆様のご参加を切にお願い致します。

その他、総務関係の事業は、沢山ありますが、特に事務局の充実や規則、規定の見直しも実行して行きたいと思います。

町田法人会の事業活動が活発に展開できますよう会員皆様のご理解、ご協力を心よりお願い申し上げます。

総務委員名簿

	氏　名	法　人　名
委　員　長	木目田　元	㈲しんざかや
副委員長	久保田忠司	㈲町田グリーンゴルフ
〃	村松稠敏	㈲煎茶屋
原町田第一	高橋一行	㈲杉本屋酒店
原町田第二	塚田　茂	㈱塚　田
森　　野	植木一郎	㈱弘文堂
中　　町	五十子昭三	㈱カネイ
旭　　町	近藤正士	㈱近藤油店
学園・大谷	浅井敏男	㈲きゃろっと
本町田	平本章夫	町田音響㈱
金森・高ヶ坂	仁科純雄	㈲アサヒ商工
成　　瀬	藤原二郎	藤原建設㈱
小川・つくし野	松田　弘	㈱オリエントハウス
鶴　　間	西山正三	㈱内藤電誠町田製作所
鶴川第一	高橋泰造	高橋防災設備工業㈱
鶴川第二	草薙芳弥	㈲くさなぎ酒店
鶴川第三	富岡秀行	㈲サービスコーナー丸石
忠生・山崎	山本義定	㈲山本工務店
忠生西	池田　博	㈲池田工務店
木　　曽	川口修一	中央消防機器㈱
相　　原	青木幸雄	㈲ソーブオフィス
小　　山	中島国男	㈲中島酒店

委員会よりお知らせ　組織委員会

組織委員長　木　口　　正

“変化に対応”“基本の徹底”

法人会は、文字どおり、個人ではなく、会社の集りであり多種多様な業種の集まりである。なぜ会社が集まっているかと言えば、自らの会社の為に成る、これが基本であろう。

その為にみんなで知恵を絞って様々な方法を考え出されるべきであろう。

方法は将来を見据えた、包括的なものであってほしい。自分達で自分達を助ける。その為、同じ自分達の仲間をつくって相互に助け合うシステムを作れたらと思います。

法人会は一つの中心、二つの目標を実現する為にある念頭に置きながら、自由に活動出来る会に……。一つの中心とは、設立目的である、納税道義の高揚であり、税知識の普及、二つの目標とは、企業の繁栄、社会への貢献であります。

(社)町田法人会も、会員数（目標）5,000社と成ります。数の多さは本当はうれしい事の筈ですが、恐いことに思えてくる。

会員との距離ができてしまうのでは？
会員全社の顔が見えなくなるのでは？
会員に対応が粗雑になるのでは？

19地区会はそれぞれの「地域の顔」地域社会の真中にある「地域の顔」であるを基本にした会活動を展開し、情報の流れを全社に徹底、多様化した会員のニーズに対応できるように、19地区会の最前線の情報を本部にスムーズに流れる様にし、そこで集約できた情報を、又最前線にフィードバックする、そんな組織を夢見ている。皆さんの協力があれば必ず出来る。昨今の経済情勢下では、あらゆる経費の見直しも必要であろうが、コミュニケーションコストだけは絶対に削減しない、それが組織充実の基本だから。

全会員5,000社の顔が見える様な組織、そして全員が“主役”になれる組織、共有、共感と達成感のある法人会、友の友は友の会作り、そんな事を夢見ながら、私なりに頑張ってみたい。

組織委員名簿

	氏　名	法　人　名
委　員　長	木口　正	㈲クラウン興業
副委員長	露木　実	㈲露木商店
〃	中山博正	㈲中山工業
〃	牧野　正	㈱タウンツーリスト
原町田第一	細野敏雄	㈲和多屋
原町田第二	日比野博明	㈱日比野時計店
森　野	森　廣吉	㈲森野無線
中　町	北村紀一	㈲北村建築設計事務所
旭　町	青山高博	㈱カツナガ
学園・大谷	浅井順二	㈱アサイ
本町田	松浦正行	㈱丸工務店
金森・高ヶ坂	加藤勝男	㈲加藤電機
成　瀬	佐藤允紀	㈲髪切り屋
小川・つくし野	山田俊成	日本電話設備㈱
鶴　間	宮本　治	富士興産㈱
鶴川第一	高橋貞一	㈱高橋精密工業
鶴川第二	川口澄雄	トキナー建設工業㈱
鶴川第三	塙　勇	㈱鶴川設備工業
忠生・山崎	鈴木　正	㈲栄文堂
忠生西	松本重雄	㈲松本建設
木　曽	三沢健二	㈱東京トロン保健センター
相　原	青木照夫	㈲青木商店
小　山	鈴木賢一	㈲鈴木造花店

委員会よりお知らせ　税制委員会

税制委員長　野　川　　清

秋晴快適の候となり会員の皆様には、益々健勝のこととお喜び申し上げます。

去る９月27日、日本青年館に於いて、平成６年度税制改正要望全国大会が全国より千数百名の会員が集い、平成６年度に向けての我々の要望を採択し関係各当局に陳情をしました。

当日、町田法人会から、萩生田副会長を始め税制委員、事務局を含め10名という今迄にない参加者となり貴重な１日ご協力をいただき有難うございました。

大会に参加をして、税に対する認識については充分に理解をしているつもりだが、大事なことは国民全体の利益につながり、いかにすれば公平な税制が実施されるのか、専業の業界団体ならば目的が絞られるが、あらゆる業種の総合的な団体であり、主張も総花的になるのは致し方ないのかなと思う。

その為には上部機関が、今少しパフォーマンスを発揮していただけないものかと思います。

８月23日、ドクトル・チェコ先生の講演は良かったですね。題も「元気な中高年の条件」。今年の夏は冷夏で夏バテもありませんでしたが、我々中高年の回復精力剤は何といっても、売上増（内需拡大による購買力の増加）こそが源ではないでしょうか。無理に輸出に力を入れずとも、国際収支の経常黒字は国内の生産が、すべて国内で消費されれば文句はありません。

売れるとなると、猫も杓子もの諺どおり生産のアップに懸命の努力を傾注した。これからは、景気浮揚対策の着実な進展を念じながら、税に対する大胆な発想の変換が必要であり、対応した企業努力が求められている。

「元気な委員会の条件」を求めて、明日も頑張ろう。

税制委員名簿

	氏　名	法　人　名
委　員　長	野川　清	丸川スレート㈱
副委員長	高尾　伸	高尾建設㈱
〃	佐瀬三郎	㈱昌電舎
原町田第一	森　義男	㈱鳥円
原町田第二	杉本直通	相模塗料㈲
森　野	長田精吉	㈾長田製綿所
中　町	白木富雄	㈱東京建創
旭　町	福田雅男	相模化成工業㈱
学園・大谷	佐藤　洋	大和電子工業㈱
本町田	山本哲男	㈱インテリアシムラ
金森・高ヶ坂	古木隆夫	東和建設㈱
成　瀬	成瀬一昭	㈲成瀬建設
小川・つくし野	大金　修	城南信用金庫すずかけ台支店
鶴　間	渡辺　勇	㈲渡辺工務店
鶴川第一	市川　操	㈲大丸屋酒店
鶴川第二	馬場勝治	㈲馬場工務店
鶴川第三	高瀬　昇	㈱高瀬鉄工
忠生・山崎	綿貫　攻	㈱ボイジャーワールド
忠生西	若林　章	㈲若林工務店
木　曽	原　雄三	㈲京南
相　原	河内　一	河内石油㈲
小　山	小峯弘明	㈲小峯電業社

委員会よりお知らせ　研修委員会

研修委員長　杉　浦　信　男

「研修」なんとも固くなんとなく億劫な印象を与える言葉であります。ましてや法人会自体その組成の経緯からして活動の閉鎖性の印象を与えかねない団体のことならばなおさらのこと。しかし、今やご周知の通り「よき経営者をめざす者の団体」・「よき経営者の団体」と定義づけられ開かれた活動が志向されております。従って研修事業はこの定義の方向性にある限り相互のニーズを取り込んだ幅広い活動を展開することが要諦となっています。そこで本委員会は研修事業に三本の柱を構築し着実な執行により付託に応えたいと考えております。

第一の柱は地区会の主体性ある事業の推進であります。会員の最も身近な存在である地縁性豊かなそれぞれの地区会活動こそよりよきコミュニケーションが計られ活性化の原点になるものであります。本年度は単会で１回、複数地区会合同１回の研修事業を実施していただきますが、地域事情を勘案し英知を集め充実した地区会活動の一環として推進していただきます。

次の柱は全会員を対象として案内し実施する所謂プロパーの事業であります。決算法人税務説明会、初級・中級実務簿記講習会、ビデオライブラリーの貸出、更に新規事業として情報ツールの多様な普及に応じたワープロ・パソコン教室を田後学園・町田経理専門学校の全面的なご協力のもと好評裡に実施しております。

三本目の柱は他委員会と協調し実施する事業であります。記念講演会、合同役員セミナー、公開講演会、新春講演会などがこれに当りますが、立案より運営の部面的側面を担わせていただき課せられた業務に懸命に応える所存でおります。

さて、本年度は上部団体の全法連が提唱する研修参加者倍増運動の最終年度に当たり、当会目標数5,304名は以上に述べた三本の柱各々の最善の取組と実践により自ら望ましい結果が出るものと確信するものであります。

研修委員名簿

	氏　名	法　人　名
委　員　長	杉浦信男	㈱中野屋
副委員長	伊田卓己	㈲クローバー
〃	島野　榮	㈲シマノ
〃	塩谷　仁	㈱サンヨー設計
原町田第一	相田修治	㈱二見屋金物店
原町田第二	萩原忠男	㈱いろは寿司
森　野	齊藤　正	㈲斉藤楽器製作所
中　町	佐々木重弘	協立電工㈱
旭　町	岡　徹夫	協和発酵工業㈱東京研究所
学園・大谷	伊藤武雄	㈱イトーハウジング
本町田	溝上　澄	㈱溝上精工
金森・高ヶ坂	林　昭平	㈲林商店
成　瀬	足立栄三	㈱Am-Pmアリメント
小川・つくし野	風間克己	㈱カザマ
鶴　間	古谷末子	㈱コタニ工務店
鶴川第一	佐藤友義	㈱サトウ庭園研究所
鶴川第二	細野俊子	㈲二葉商事
鶴川第三	馬場敏秋	㈲とらや商店
忠生・山崎	高梨一郎	㈲高梨建設工業
忠生西	大木勝利	㈲町田特殊鋼
木　曽	花輪初夫	㈲ハナワ商店
相　原	中島祐治	㈱中島工務店
小　山	富田佐二郎	㈱朝日電工

委員会よりお知らせ　厚生委員会

厚生委員長　加　藤　史　朗

会員の皆様には日頃より法人会活動にご協力を頂きまして誠に有り難うございます。我が厚生委員会と致しましては会員皆様の健康を心より願って居りますが、もし病気になった場合、けがをした場合等の保障を目的とした各種の保険を取り揃え、会員皆様に御紹介をさせて頂き、納得の上で御入会を勧めさせて頂いております。

又、最近では国会でも年金の受給資格が65才になる様な論議が出ており、自己防衛の為の年金積立保険等も積極的に取り組んで居り、是非保険に関する御質問がございましたら事務局まで御連絡を頂けましたら御社までお伺い致し、御説明をさせて頂きますので宜しくお願い致します。

この他にも病気になる前のチェックの人間ドックの御案内、提携旅館の割引等福祉厚生のお役にたてれば幸いであります。

本年度は健康増進の一端と致しましてレクリェーション等を企画して皆様に改めて御案内させて頂きたいと思って居ります。

今後とも、会員皆様方の御協力の程宜しくお願い致します。

厚生委員名簿

	氏　名	法　人　名
委　員　長	加藤史朗	ワタヤ商事㈱
副委員長	藤田正之	㈲藤田彫刻工業
原町田第一	諸星　健	㈲勝　一
原町田第二	青山静男	㈲青　山
森　野	渋谷朝泰	㈲泰　和
中　町	小原沢正次	㈲小沢工業所
旭　町	渋谷俊徳	C・H・Cシステム㈱
学園・大谷	中島茂作	㈲ヤマナカ
本町田	中武金光	㈱中武測建
金森・高ヶ坂	金子栄市	㈲金子組
成　瀬	杉崎友宏	㈱大杉産業
小川・つくし野	金井志津雄	㈱相　興
鶴　間	今泉廣次	㈲都板金
鶴川第一	柏木武夫	㈲柏木園
鶴川第二	斉藤俊光	㈲斉藤工業
鶴川第三	荒木瀧巳	㈲ユー
忠生・山崎	金子秀夫	㈲忠生造花店
忠生西	武藤五郎	㈲武藤塗装工芸社
木　曽	大野健一	㈱インテリアオオノ
相　原	金子正男	㈲金子洋品店
小　山	飯島義一	㈲飯島屋酒店

委員会よりお知らせ　広報委員会

広報委員長　小　川　忠　克

去る10月５日、町田税務署会議室に於いて平成５年度第１回広報委員会を開催しました。

今年度より委員会の構成メンバーが新しくなり、各地区会より選出された広報委員によって運営されることとなりました。(右の名簿参照)

審議された事項は、今年度の広報委員会事業の確認と、会報作成について各地区広報委員よりの意見を承るという内容でした。ご存知のように広報委員会は年に４回の会報の発刊と、年10回の法人会ニュースの発刊を事業の柱としています。今後地区の広報委員につきましては、会報作成に当たり地区の情報収集を行い会報に投影する、という役割りを担っていただくことになりました。具体的には年に４回開催する、会報の編集会議に出席していただくことになります。

会報は会員同士の情報交換の道具であり、法人会活動の広報手段です。地区の情報、会員のご意見、会への提案等がありましたら、地区広報委員を通して、広報委員会に提言をしていただきたいと思います。

なお今年度は会員名簿の発刊を予定しています。19地区会を５ブロックに分け、ブロックごとの名簿を作成いたします。既に製作に入っておりますが、会員の皆さまの中で現在お手持ちの名簿（平成３年６月発刊）に変更や誤りがありましたら、事務局までご連絡ください。会員増強で新会員になられた方も、製作日程の許される範囲内で間に合うものは掲載したいと思います。増強で加入が決った会員につきましては、なるべく早く事務局への登録をお願い致します。

広報委員名簿

	氏　名	法　人　名
委　員　長	小川忠克	㈱久美堂
副委員長	金子仙太郎	㈱セん・カネコ
〃	飯田重利	㈱飯田機械産業
原町田第一	伊藤義人	㈱ふじとみ
原町田第二	奥主俊彦	㈲ホビー模型おくぬし
森　野	渋谷　満	㈲渋谷グリーン
中　町	伊藤亜紀男	㈱伊藤建築設計事務所
旭　町	酒巻　敏	㈱光洋テクノ
学園・大谷	廣田光雄	㈱廣田不動産
本町田	駒村康雄	㈱駒村商会
金森･高ヶ坂	築紫基康	㈲ツクシ宝飾
成　瀬	中谷成人	大日電機工業㈱
小川･つくし野	種子田正和	㈲種子田電気商会
鶴　間	土田俊雄	㈱ホーチキ物流センター
鶴川第一	太刀川裕通	㈲たちかわ洋品店
鶴川第二	石阪和義	㈲石阪スポーツ商会
鶴川第三	杉山雄二郎	㈲ドラッグスギヤマ
忠生・山崎	大西史郎	洋和工芸㈱
忠生西	高木登雄	㈱高木商店
木　曽	石川　浩	㈱大坂屋木工所
相　原	吉川愛次	㈲ヨシカワ文具
小　山	佐藤省三	㈲寿司正

法人税問答シリーズ

利子・配当等に係る所得税額の還付保留

(利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例)

社長　「経理課長、わが社は９月決算で11月末が法人税の申告期限だが、申告書はできたのかね。」

課長　「はい、一応はできておりますが、念のため明日税理士さんに見てもらう予定です。」

税理士「課長さん、平成５年度の税制改正で、利子・配当等に係る所得税額の控除等が改正されましたが、ご存知でしたか。」

課長　「ええ、そんな改正があったのですか。」

税理士「困ったものですね。それでは、簡単に改正の概要をご説明しましょう。」

【改正の概要】

法人が支払いを受ける利子・配当等について源泉徴収された所得税のうち、当該事業年度の法人税額から控除できなかった部分については、翌事業年度以降の法人税額から４年間にわたり繰り越して控除することとし（直近の事業年度の繰越所得税額控除限度超過額から順次控除ます。）、この期間内に控除しきれなかった部分の金額は、４年目に全額還付されます。ただし、解散等の特別な事実が生じた場合には、控除未済額の全額が還付されます。

この改正は、２年間（平成５年４月１日から平成７年３月31日までに終了する事業年度）の措置として、平成５年４月１日以後に終了する事業年度について適用されますが、昭和60年４月１日から平成２年３月31日までの終了する各事業年度においても今回の改正と同様の措置が設けられていました。

当　期	①	②	③	④	
5／9期	6／9期	7／9期	8／9期	9／9期	

所得税額控除の控除不足額（不足額）　⬆　⬆　⬆　⬆

4年度目控除不足額の残額 ⇩ 全額還付

【計算例】　９月決算法人で、法人税額が所得税額(100)より少ない場合

１．５年９月期

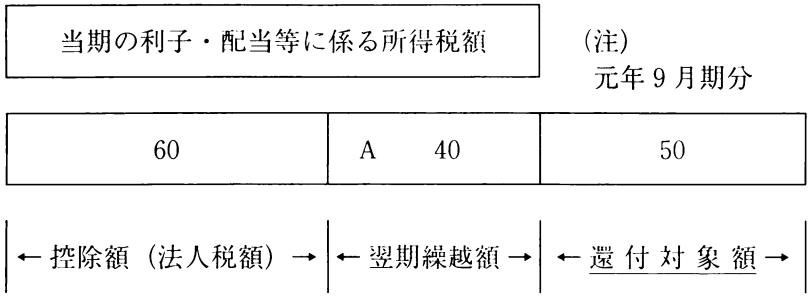

（注）昭和60年度の改正により還付されなかった平成元年９月期分の繰越所得税額控除限度超過額

２．６年９月期

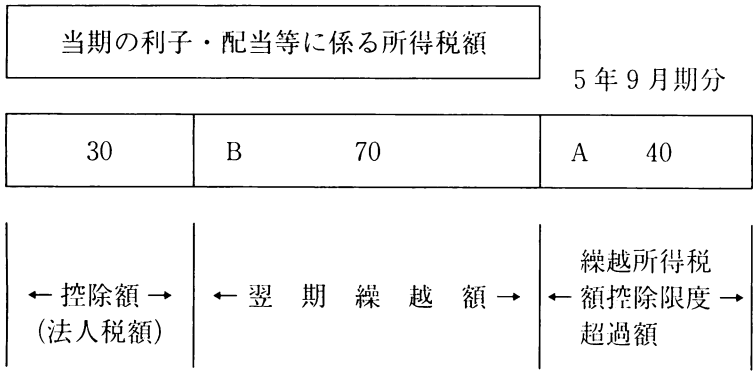

３．７年９月期～８年９月期

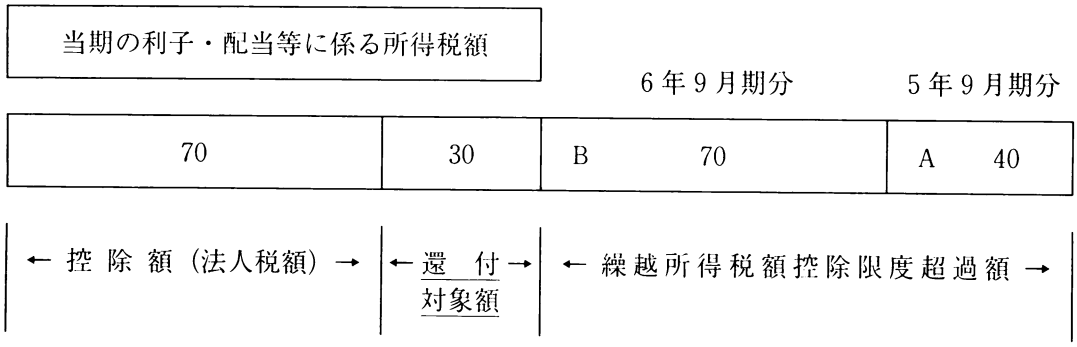

＊　繰越所得税額控除限度超過額は、５年９月期分のものについては９年９月期に、６年９月期分については10年９月期にそれぞれ全額還付されます。

税務署からのお知らせ

納税証明書の交付申請される方へ

納税証明書その１（納税金額の証明）とその２（所得金額の証明）について

その１（納税金額の証明）⇨個人・法人分ともに当署１階管理第１部門で交付

その２（所得金額の証明）⇨個人申告分は、当署３階個人課税第１部門で交付

その２（所得金額の証明）⇨法人申告分は、当署２階法人課税第１部門で交付

交付申請にあっては、個人申告分については本人の、法人申告分については代表者本人の、それぞれの身分証明書（運転免許証・健康保険証等）と印鑑をお持ちください。

なお、代理人による交付申請については、委任状と、代理人の印鑑と身分証明書（運転免許証・健康保険証等）とをお持ちください。

また、交付に際して（400円×申告または事業年度分×枚数）の手数料が必要です。

※　交付申請の手続きにつきましては、大変お手数をおかけしますが、皆様の大切な個人・法人の情報を守るためのものですので、ご協力をお願い致します。

磁気テープによる法定調書提出のご案内

法定調書は、磁気テープにより提出することができます。特に、支店や工場等が多く、電算処理により法定調書を作成している場合には、本店等の所轄税務署に一括して磁気テープによる提出ができます。会員の皆様の事務効率化のためにも、磁気テープによる提出について是非ご検討ください。

なお、磁気テープの規格等は下記のとおりですが、詳細については町田税務署個人課税第１部門（資料情報担当）【☎0427-28-7211内線314】までお問い合わせください。

【磁気テープの規格】

1	記録密度	6,250BPIまたは1,600BPI
2	トラック数	９トラック
3	テープ幅	0.5インチ
4	テープ長	2,400フィート
5	記録コード	JIS（８単位）またはEBCDIK（８単位）

㊟１　漢字コードについては、原則としてJISコードですが、JISコード以外については、個別に照会してください。

㊟２　ファイルの仕様書等については、説明書を作成しておりますので、個別に照会してください。

身近な疑問をテーマに研修会を実施

源泉部会部会長　朝　見　茂　久

去る９月７日、八千代銀行町田支店に於て税務研修会を実施しました。テーマを「もしも、こんな場合は？」と題し、身近な事例で町田税務署法人課税第２部門の藤田統括官、徳永上席調査官、大村事務官より解説をして頂きました。
参加者28名。

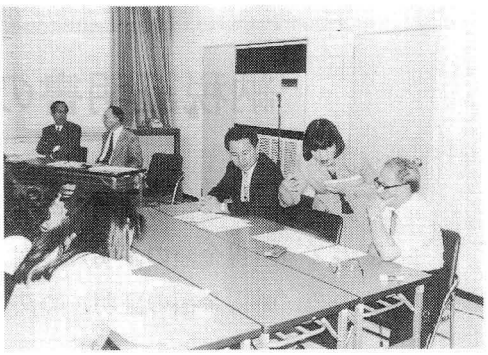

源泉部会研修会風景。

5年度第１回研修会の報告

婦人部会副部会長　神　蔵　玉　江

去る７月29日、税務研修会が、八千代銀行町田支店に於いて行われました。新しく部会に入会された２名の方の紹介もあり、41名の出席をいただき、講師に町田税務署の法人課税第１部門上野統括官、根本上席指導官にお骨折りをいただきました。最初はビデオの上映で『どうなるの固定資産税』と題しまして、平成６年は評価替えの年で、現在より15％は上昇する見込みとか……。200㎡以下の住宅用地の四分の一課税が、六分の一に下るなどの特典はありますが、土地の所有者は、一段と高くなる資産税に早めに心の準備が必要かと思われました。

続いて上野統括官に「最近の税務調査の事例」と題してお話ししていただきました。税務調査の一環として文書によるお尋ねなども

あるが、そのような場合も是非協力してほしい、と述べられました。

質疑応答のひとこまでは、交際費の使い方、支払い利子の損金算入の時期、改正消費税等のお尋ねに対し、指導官がわかりやすく説明していただき、新しい顔合せができました。婦人部会の皆様の熱心な聡かな研修会も、集りやすい会場で予定通り出来ましたことを感謝しながら閉会とさせていただきました。

部会だより　　青年部会

恒例のファミリー研修会を開催

青年部会副部会長　荒　江　秀　敏

恒例のファミリー研修会が、今年も８月26日に相模湖ピクニックランドで開催されました。この事業も今年で３回目を迎え、その年その年で趣向を凝らし参加者の親睦をはかるべく、企画をしております。

当日は、天気予報では雨とのことであり、しかもただの雨ではなく台風で、それも関東地方直撃とのことでした。前日の夜テレビの天気予報を見ながら「まずいなぁ、困ったなぁ」と思いながら外を見ると「まだ降ってこないなぁ、このままでいてくれたらいいのに」と一人気をもんでおりました。朝になり、窓をあけ恐る恐る外を見ると、まだ雨は降っておりませんでした。「なんとかこのままでいてくれたら、バーベキューが終わるまで降らないでくれ」と祈りながら家を出て、会場である相模湖ピクニックランドへ向かいました。

16家族53名の参加者が、10時に集合、10時30分より、税務研修会である税金ゲームが、行われました。当日は町田税務署より根本上席指導官も息子さんともども参加をして頂き、税金ゲームの講師をつとめていただきました。

その後11時30分よりバーベキューを始めました。青年部会の役員である熊澤さんには毎年バーベキューの段取りを全てお願いしておりますが、実に素晴らしい設営で参加者全員満足をしていたと思われます。バーベキューも一段落をしたところでスイカ割りを始め和気あいあいとしたひとときを過ごしました。１時より会場を草原広場にうつして、二つのグループに分けてキックベースを行いました。このキックベースは最近人気が出てきたものですが、広い場所と人数がそろわないとできないだけに、このような機会でなければなかなかできないと思われるため、参加者もみんな大変なはりきりようでした。

当日は心配していた雨もなんとか降られることもなく、幹事といたしましてはそれだけで何よりと考えております。

青年部会のファミリー研修。大人も子供も大はしゃぎ。

平成５年度税制改正等

居住用財産の買換え特例の復活(条件付き)など住宅・土地税制の一部改正される

平成５年度の税制改正については、さきの国会で法案が成立し、新税制がスタートしています。さらに平成５年６月には「新総合経済対策」の一環としての税制改正も決定しました。

法人会では、改正点のなかから会員諸氏の関心が高いとおもわれる項目について、その内容をシリーズで紹介します。

今月号では、住宅・土地税制に関連して「居住用財産の買換え特例」「住宅取得促進税制」「住宅取得資金の贈与税の特例」について取り上げます。

居住用財産の買換え特例

居住用財産の買換え特例とは、マイホーム所有者が土地・家屋を売却して新しい土地・家屋を購入する場合、購入価額が売却価額を上回ると、その譲渡益（売却価額から当初の取得価額を差し引いた額）に事実上、課税しない制度です。

この特例は、土地高騰を招いたとして昭和63年に原則、廃止されましたが、土地政策との整合性を図りつつ、住み替えによる居住水準の向上を図る主旨により復活しました。

この特例の適用を受けるには、①譲渡・買換資産の土地の価額が適正な取引価額であること、②譲渡者の居住期間が10年以上であること、③譲渡資産の所有期間が10年超であること、④譲渡価額が１億円以下であること、⑤買換資産の建物の床面積が50㎡以上240㎡以下で、土地の面積が500㎡以下であること、また、中古マンションの場合は、新築後の経過年数が20年以内のものであること、が条件となっています。この特例適用期間は、平成５年４月１日から同７年３月31日までの２年間に譲渡した場合となっています。

なお、この特例の適用を受ける場合は、「３千万円の特別控除」(注１)、「軽減税率」(注２)との選択適用となっています。選択によっては、税額面で有利、不利がでてきますので注意が必要です。（次ページの計算例参照）

この計算例では、「３千万円特別控除」及び「軽減税率の特例」を利用した方が148万円（624万円－476万円）有利となります。

(注)１**「３千万円の特別控除」** 手持ちの土地、家屋を譲渡したときは、所有期間の長短や、買い替えをするしないにかかわらず、譲渡益から３千万円が控除される。譲渡益が３千万円以内なら所得税、住民税が無税となる。

(注)２**「軽減税率」** 譲渡した年の１月１日時点で所有期間が10年を超える場合は、まず譲渡益に対する３千万円特別控除が適用される。

譲渡益が３千万円超の場合、９千万円以下までには特別控除後の譲渡益に対する税率が所得税10%、住民税４%の計14%(本則税率は39%)。９千万円超なら、(譲渡益から９千万円を差し引いた額に対し）さらに所得税15%、住民税５%の計20%が課され、９千万円以下に対する税額に上乗せされる。

所有期間が10年以下（５年超）の時は、３千万円特別控除の後、一律で所得税30%、住民税９%、計39%の本則税率となる。

〈買換え特例の計算例〉

◆居住用財産の土地、建物は所有期間が10年以上のもので以下の条件の場合

①土地、建物の譲渡代金……8000万円
②土地、建物の取得費……1300万円
③譲渡費用……300万円
④買換える土地、建物の購入価格……6000万円

(1)買換えの特例で計算した場合の税額

①収入金額　8000万円－6000万円＝2000万円
②必要経費　(1300万円＋300万円)×$\frac{2000万円}{8000万円}$＝400万円
③譲渡所得　2000万円－400万円　＝1600万円
④所得税　1600万円×30%　＝480万円
⑤住民税　1600万円×9%　＝144万円
合計税額　④＋⑤　＝624万円

(2)3000万円特別控除及び軽減税率の特例を利用した場合の税額

①譲渡所得　8000万円－1300万円－300万円－$\frac{特別控除}{3000万円}$＝3400万円
②所得税　3400万円×10%　＝340万円
③住民税　3400万円×4%　＝136万円
合計税額　②＋③　＝476万円

住宅取得促進税制

住宅取得促進税制は、住宅の取得等に伴う初期負担を軽減することによって、持家取得を促進すること等を目的として設けられているものです。

その内容は、住宅取得者が、金融機関等から住宅取得等のための借入金等を有して、平成5年12月31日までに自己の居住の用に供した場合、その居住の用に供した年以後6年にわたり、各年12月31日における住宅借入金等の合計額が、①2千万円以下である場合には、その合計額の1%相当額、②2千万円超である場合には、2千万円までの部分について1%、2千万円超3千万円まではその金額の0.5%相当額の合計額（最高25万円）が、各年の所得税額からそれぞれ控除できるというものです。

(計算式)

$$控除額=\left[\begin{array}{l}年末借入金等\\の残高のうち\\2000万円まで\\の部分\end{array}\right]\times1\%+\left[\begin{array}{l}年末借入金等の\\残高のうち2000\\万円超3000万円\\までの部分\end{array}\right]\times0.5\%$$

今回、この控除の適用要件が、①床面積が50m²（改正前40m²）以上、②耐火建築物の場合の築後経過年数が20年（改正前15年）以内、に改正されました。

さらに、政府はさる4月13日、景気浮揚の観点から「新総合経済対策」を決定、税制面においても数項目が盛り込まれ、6月8日、法案が成立しました。その中に「住宅促進税制の拡充」が盛り込まれ、次のように改正されました。

平成5年12月31日に期限の到来する現行制度を1年延長のうえ、平成5年4月1日から同6年12月31日までの間、次の措置がとられることとなりました。

①6年間の控除期間のうち、住宅を居住の用に供した年及びその翌年の2年間については、借入金等の年末残高1千万円までの部分にかかる控除率を1.5%（従来1%）に引上げ、控除限度額を30万円（従来25万円）とする。
②適用対象となる住宅の床面積要件の上限を240m²（従来220m²）に引上げる。
③増改築等の範囲にマンションリフォームを加える。

住宅取得資金の贈与税の特例

住宅取得資金の贈与税の特例は、個人（合計所得が1千万円以下《給与収入だけの場合概ね年収1,220万円以下》）が、父母等から住宅取得等のための資金の贈与を受けた場合、500万円までの部分について、次の算式により贈与税額を計算するものです。

$$贈与税額=\left\{\left\{(住宅取得資金-300万円)\times\frac{1}{5}\right\}\times税率\times5\right\}$$

※住宅取得資金としての贈与額が、300万円までなら無税（本則30万5千円）、500万円の場合20万円（同84万5千円）となります。

今回の改正で、この特例の適用対象要件のうち、耐火建築物の場合の築後経過年数が20年以内（改正前15年以内）に緩和されるとともに、住宅用家屋の床面積が50m²（改正前40m²）以上に引上げられました。

参考

〈贈与税の税率表〉(本則抜粋)

課税価格		税率
	150万円以下	100分の10
150万円超	200万円以下	100分の15
200万円超	250万円以下	100分の20
250万円超	350万円以下	100分の25
350万円超	450万円以下	100分の30
450万円超	600万円以下	100分の35

〈贈与税の速算表〉(本則抜粋)

基礎控除(60万円)後の課税価格	税率	控除額
以下	%	万円
150万円	10	—
200 〃	15	7.5
250 〃	20	17.5
350 〃	25	30.0
450 〃	30	47.5
600 〃	35	70.0

短歌・俳句欄

短歌

〃はなよ花〃　旅に蓮華の花野見え
遊びて編みし幼な日甦る

㈱久美堂　井之上　久子

〃はなよ花〃　此の世に花の咲く限り
人間に永久なる至福あらなむ

㈱飯田機械産業　飯田　重利

鐘の音は夕光の上滑るごと
鳴り来て彼岸の中日昏るる

㈱宝永堂　三橋　國民

橋揺らす桜吹雪の上にをり
パレットに色合せゐる花明り

㈱三　興　澁谷　清

花すいば職に倦みたる覚えなし
柿の顔ひよっことお茶の花こぼれ

㈱昌電舎　佐瀬　さち子

かくれんぼ夕日に出ずる柿の貌
今日の街小さく見えて秋高し

㈱町田電子計算センター　土方　いよ子

コスモスの花へ濁せし言葉じり
皿洗ふ窓いっぱいの揚花火

丸昭シルク㈱　堀内　判子

俳句

㈲アローエンタープライズ　矢沢　武

穂孕の芒はうすき紅を秘め
ラヂカセを胸ポケットに花野みち

㈱日経コンサルタント　丸山　藤夫

朝顔の色濃く咲きし朝日さす

山小屋のまきの高さに冬を待つ
落葉して柿が顔出す頃となる

㈱堤ビル　堤　敏子

度忘れをもどり確かむちちろの夜
合掌の花びらを解く今朝の秋

すてきな暮らし ひろがります

おかげさまで15周年
ANNIVERSARY

事業主の皆様――従業員の退職金準備に

法人会《退職金共済制度》

特色

- 少額の負担で従業員の退職金制度を整えることができます。
- 毎月の掛金は税法上、全額損金算入できます。
- １人あたり月額１口1,000円から26口26,000円まで加入できます（掛金額は任意）。
- 加入期間が１年未満でも給付金が支払われるので掛け捨てになりません。
- 従業員の過去勤務期間についても調整できます。

お問い合わせは…

■退職一時金額表例　（単位：円）

加入年度＼口数	5口	10口	20口	26口
10年	857,000	1,714,000	3,428,000	4,456,400
15年	1,598,500	3,197,000	6,394,000	8,312,200
20年	2,641,000	5,282,000	10,564,000	13,733,200
25年	4,137,500	8,275,000	16,550,000	21,515,000
30年	6,284,500	12,569,000	25,138,000	32,679,400

※遺族一時金（本人死亡の場合）は上表退職一時金額に１口につき10,000円を加算した金額となります

TTK　財団法人東法連特定退職金共済会

〒160 東京都新宿区坂町13－４全法連会館
TEL（03）3357－1641(代)

法人会会費の納入方法

現在、当会会費の納入方法は、次のとおりです。

1．会費一口の月額　　700円

2．納入方法

(1)　銀行預金口座振替

預金口座振替依頼書を提出していただいた場合は、毎年

4月6日、4月～9月の6か月分

10月6日、10月～3月の6か月分

㈱三井ファイナンスサービスによる預金口座振替となります。

(2)　振込み・払込み

当会の銀行口座への振込み又は郵便局口座への払込みを希望される場合は、当会から、毎年

4月に、4月～9月の6か月分

10月に、10月～3月の6か月分

請求書と振込依頼書又は払込票を送付しますので、所要事項を記入して、振込み又は払込みをしていただきます。

この場合、利用する金融機関によっては、手数料を負担していただくことになります。

(3)　現金納入

現金での納入を希望される場合は、当会事務局から、地区会に領収証を送付します。

地区会では、役員の方が分担して、集金に伺います。集金の時期は、

4月以降に、4月～9月の6か月分

10月以降に、10月～3月の6か月分

となります。

どうぞ、よろしくお願い申しあげます。

なお、当会では、銀行預金口座振替をおすすめしたいと思います。現在、銀行預金口座振替をご利用されている会員の方は、全体の80％にのぼっています。他の方も、できるだけご利用いただきますようお願いいたします。

預金口座を新しく開設しました。会費のお振込などにご利用ください。

八千代銀行鶴川支店（店番号４９）　普通預金口座番号　０１８１２８３
預金者名　社団法人町田法人会 会長　石 井 儀 一

社　団　法　人　　町田法人会会報　第45号
発　行　年　月　日　　平成５年11月20日
発　　行　　所　　社団法人　町田法人会
東京都町田市原町田３丁目４番４号
TEL 0427 (26) 2453　FAX 0427 (24) 5853
発行人　社団法人　町田法人会会長　石 井 儀 一
編集人　社団法人　町田法人会　広報委員会

法人会のシンボルマークです。
カラーはマリンブルー。

時代のニーズにお応えして、
経営者の方々に安心をお届けいたします。

ガンバリ続ける経営者の意欲と行動力をバックアップします。

企業保障プランLタイプ

法人会の経営者大型総合保障制度

企業保障プラン・**総合型L**は、
ガンバリ続ける経営者の意欲と行動力をバックアップします。

平均寿命を超えた長期保障

- 最高85歳までの長期保障、保険料は一定。
- 新規加入は74歳まで。

ワイドに充実した保障内容

- 入院は５日以上から保障。
- 手術、看護、入院・通院の治療にも安心。

大きな安心で応援します

- 最高３億円の大型保障。
- 海外での事故・病気も保障。
- 退職金、功労金などの財源確保。

中途でおやめになる場合でも、定期保険の解約払戻金
および積立配当金を受けとることができます。

引受会社　大同生命　　AIU保険会社

町田営業所／町田市中町２-２-５
TEL 0427-22-5756

八王子支店／八王子市東町７-３
TEL 0426-44-3151